

えん あ く と わ か ば せい かつ か い ご じ ぎ よ う し ょ
ゆめの園アクト若葉 生活介護事業所

じゅう よう じ こ う せ つ め い し ょ
重 要 事 項 説 明 書

とう じ ぎ よ う し ょ り よ う し ゃ し て い し ょ う が い ふ く し せい かつ か い ご て い き よ う
当事業所では、利用者へ指定障害福祉サービス生活介護を提供します。

とう き び す り よ う げ ん そ く か い ご く ん れ ん と う き ゅ う か じ ゅ き ゅ う け て い う
当サービスの利用は、原則として介護・訓練等給付の受給決定を受けた

か た た い し ょ う
方が対象となります。

ほん じゅう よう じ こ う せ つ め い し ょ とう じ ぎ よ う し ょ り よ う け い ゅ く て い け つ き ぽ う か た
本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方

に 対 し て し ゃ か い ふ く し ほ う だ い 76 じ ょ う も と とう じ ぎ よ う し ょ が い ょ う て い き ょ う
に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサ

ー び す な い ょ う け い ゅ く じ ょ う ち ゅ う い せ つ め い
ービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

(ページ数)

- | | | |
|-----|---------------------|-----|
| 1. | サービスを提供する事業者 | 2 |
| 2. | 利用施設 | 2 |
| 3. | 通常の事業の実施地域及び営業時間 | 3 |
| 4. | サービスに係る施設設備等の概要 | 3 |
| 5. | 提供職員の配置状況 | 4 |
| 6. | 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 4-6 |
| 7. | 利用者の記録や情報の管理、開示について | 6 |
| 8. | 苦情の受付について | 6 |
| 9. | 虐待防止、身体拘束について | 7 |
| 10. | 緊急時における対応方法 | 7 |
| 11. | 非常災害対策 | 7 |
| 12. | 事故発生時の対応 | 7 |
| 13. | 損害賠償保険への加入 | 8 |
| 14. | サービスの利用に関する留意事項 | 8 |

し ゃ か い ふ く し ほ う じ ん は っ ぴ - ね ッ ト
社会福祉法人 ハッピーネット

えん あ く と わ か ば せい かつ か い ご じ ぎ よ う し ょ
ゆめの園アクト若葉 生活介護事業所

し て い し ょ う が い ふ く し
(指定障害福祉サービス)

せい かつ か い ご
生活介護

じ ぎ よ う し ょ ぼ ん ご う
事業所番号 1 3 1 1 9 0 3 0 4 9

1. サービスを^{ていきよう}提供^{じぎようしゃ}する事業者

めいしやう 名 称	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 ハッピーネット
しよざいち 所在地	さいたまけん 埼玉県さいたま市桜区南元宿 2-6-22
てんわばんごう 電話番号	048-767-3822
だいひやうしゃしめい 代表者氏名	りじちやう ふしみ こういち 理事長 伏見 広一
せつりつねんがっぴ 設立年月日	へいせい ねん がつ にち 平成14年1月4日

2. ^{りやうしせつ}利用施設

じぎようしよ しゆるい 事業所の種類	していせいかつかいごじぎようしよ へいせい ねん がつ にちしてい 指定生活介護事業所 平成28年10月1日指定 じぎようしよばんごう (事業所番号) 1311903049
じぎよう もくてき 事業の目的	りやうしや じりつそくしんおよ せいかつ しつ こうじやう 利用者の自立促進及び生活の質の向上
じぎようしよ めいしやう 事業所の名称	ゆめの園アクト若葉 せいにかつかいごじぎようしよ 生活介護事業所
りやうていいん 利用定員	35 ねい 名
じぎようしよ しよざいち 事業所の所在地	とうきやうといたばしくわかぎさんちやうめ ばん ごう 東京都板橋区若木三丁目15番1号
てんわばんごう 電話番号	03-3935-5780
かんりしや 管理者	ふるや しやう た 古屋 翔太
サービス管理責任者 かんりせきにんしや	ふるや しやう た 古屋 翔太
じぎよう うんえいほうしん 事業の運営方針	こべつしえんけいかく じゆうし ひとり きぼう そく 個別支援計画を重視し、一人ひとりの希望に則したサービスの ていきよう おこな 提供を行う。 かんけいほうれい じゆんしゆ ほか しゃかいしげん れんけい ほか てきせいか 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ、き こま ていきよう おこな め細やかなサービスの提供を行う。
しゆ たいしやうしや 主たる対象者	しんたいしやうがいしや ちてきしやうがいしや せいしんしやうがいしや なんびやうとうたいしやうしや 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者
かいせつねんげつ 開設年月	へいせい ねん がつ にち 平成28年10月1日

3. 通常の事業の実施地域及び営業時間

通常の事業の実施区域	板橋区・練馬区・北区 * その他の地域の受入については要相談
営業日	月～金 (ただし 12/31～1/3、土日の突発業務や行事開催を除く)
営業時間 (職員勤務時間)	月～金 08:30～17:30
サービス提供時間	月～金 10:00～16:00

4. サービスに係る設備等の概要

(1) 施設・設備の概要

当事業所では、下記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害福祉サービス生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

建物	構造	鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造)
	延床面積	7, 151. 47㎡ (2, 163. 32坪) * 併設事業所含める

名称	箇所数	備考
事務室	1	
くねんさぎようしつ 訓練作業室 1	1	
くねんさぎようしつ 訓練作業室 2	1	
たもくてきそうだんしつ 多目的相談室	1	
いむせいようしつ 医務静養室	1	
こういしつ 更衣室	2	
せんめんじょ 洗面所	2	
トイレ	3	

(2) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において施設・設備をご利用いただくにあたって、施設内の居室・設備・器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

5. 職員の配置状況

※配置される職員数に関しては、定員数に対して必要な職員数を配置しています。

職種・職務内容		指定基準
1. 管理者 施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう	共通	1名
2. サービス管理責任者 障害福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行なう	共通	1名
3. 生活支援員等 利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する	生活介護	10名以上
4. 看護師 利用者の診察の補助及び看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する	生活介護	1名
5. 医師 利用者及び職員に対し、定期的及び緊急時の診療及び健康管理を行なう	生活介護	1名

* 当事業所では、ご利用者に対して生活介護事業のサービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

(1) 「個別支援計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を定めて、サービスを提供します。「個別支援計画」は利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などをサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議にて確認された後、利用者や家族に説明し、同意をいただくものとします。利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

<生活介護のサービス内容>

① 相談及び援助

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。

② 家庭訪問による支援

常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。

③ 健康管理

日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

④ 送迎

自主通園が出来ない場合に限り、希望により送迎サービスを実施します。

⑤ 訓練

生活能力の維持向上のための食事や身辺自立等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。

⑥ 介護

利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄・入浴等生活全般にわたる援助を行います。

(2) 利用者負担額

上記のサービスについては、サービス利用料金全体のうち9割が介護・訓練等給付費等の給付対象となります。事業者が介護・訓練等給付費等の給付を法定代理受領する場合には、ご利用者は、ご利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます(定率負担)。なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

<利用者負担額の上限について>

全体の利用者負担額は、市区町村が上限を定めています。利用者の希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出下さい。当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用(月額150円)をお支払いいただきます。

<償還払いについて>

事業者が介護・訓練等給付費等額の代理受理を行わない場合は、市区町村が定める介護・訓練等給付費等基準額の全額を一旦お支払いいただきます。

(3) サービス利用にかかる実費負担額

「介護・訓練等給付費等の対象外サービス」については、介護・訓練等給付費等の対象とならないため、実費をいただきます。別紙「介護・訓練等給付費等の対象外サービス」費用一覧表参照。

(4) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(2)、(3)の料金・費用は、ひと月ごとに計算し、ご請求します。

翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関してする利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
武蔵野銀行 本店営業部 普通預金1223995
社会福祉法人ハッピーネット 理事長 伏見 広一
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、サービス利用計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出のない、利用の中止につきましては、取り消し料として下記の食材料費相当分の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の当日(受付時間内)までに申し出が無かった場合	食材料費(370円)

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則として変更を行う2カ月前までにご説明します。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

くじょううけつけまどぐち 苦情受付窓口	たんとうしゃ ふるや しやうた (担当者) 古屋 翔太
うけつけじかん 受付時間	げつ きん 月 ~ 金 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
れんらくほうほう 連絡方法	1. でんわ ばあい 0 3 - 3 9 3 5 - 5 7 8 0 2. ふあつくす ばあい 0 3 - 3 9 3 5 - 5 7 8 3 ※事務所窓口においても対応します。
くじょうかいけつせきにんしゃ 苦情解決責任者	せきにんしゃ (責任者) 萩原 章江

(2) ぎょうせいきかん たくじょううけつけきかん
行政機関その他苦情受付機関

いたばしくやくしよ 板橋区役所 しょう しゃふくしか 障がい者福祉課	しよざいち いたばしくいたばしにちやうめ ばん ごう 所在地 板橋区板橋二丁目66番1号 でんわばんごう 電話番号 0 3 - 3 5 7 9 - 2 3 9 2 うけつけじかん 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
いたばしく 板橋区 ほけんふくし 保健福祉オンブズマン	しよざいち とうきやうといたばしくいたばし ちやうめ ばん ごう 所在地 東京都板橋区板橋2丁目66番1号 (板橋区役所内) でんわばんごう 電話番号 0 3 - 3 5 7 9 - 2 8 9 0 うけつけじかん 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
ねりまくやくしよ 練馬区役所 しょうがいしゃしきくすいしんか 障害者施策推進課	しよざいち ねりまくとよたまきた ばん ごう 所在地 練馬区豊玉北6丁目12番1号 でんわばんごう 電話番号 0 3 - 5 9 8 4 - 1 3 8 7 うけつけじかん 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
ねりまく ほけん ふくし 練馬区保健福祉サービス くじょうちやうせいいいん 苦情調整委員	ねりまくとよたまきた ちやうめ ばん ごう 練馬区豊玉北6丁目12番1号 でんわばんごう ふあつくす 電話番号・FAX 0 3 - 3 9 9 3 - 1 3 4 4
とうきやうとしやかいふくしきやうぎかい 東京都社会福祉協議会 うんえいてきせいかいいいんかい (運営適正化委員会)	しよざいち ちよだくかんだするがだい とうきやう かいかん かい 所在地 千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階 でんわばんごう 電話番号 0 3 - 5 2 8 3 - 7 0 2 0 うけつけじかん 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
だいさんしゃいいん 第三者委員	こが めぐみ 古賀 恵 よこやま かずみ 横山 一美

9. ぎやくたいぼうし しんたいこうそく
虐待防止・身体拘束について

りやうしゃ そんげん しゆたいせい そんちやう こうそく あんい せいとうか しよくいんひとり
利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員1人ひとりが、
しんたいてき せいしんてきへいがい りかい こうそく はいし む いしき しんたいこうそく じつし
身体的・精神的被害を理解し、拘束の廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に
つと またぎやくたい ぼうし ぎやくたい う ばあい そちとう じぎやうしゃ せきむ
努めます。又虐待の防止や、虐待を受けているおそれがある場合の措置等、事業者の責務を
めいかくか
明確化します。
(虐待防止担当者) 古屋 翔太

10. きんきゆうじ たいおうほうほう
緊急時における対応方法

しょうがいふくし ていきやう おこな りやうしゃ びやうじやう きゆうへん た きんきゆうじたい
障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が
しょう すみ さだ きやうりよくいりやうきかん れんらく とう ひつやう そち こう
生じたときは、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じます。

1 1. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難訓練及び消火訓練を行ないます。

1 2. 事故発生時の対応

- 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市区町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに書面として記録するものとします。
- 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行わなければなりません。

1 3. 損害賠償保険への加入

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	社会福祉施設総合保険
補償の概要	1名：1億 1事故：（身体/10億円、財物/1千万円）

1 4. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができな
い場合には、ご利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業は、変更
したサービスの内容に応じたサービス利用料金を請求します。

(2) その他留意事項

個人的な外出	サービス利用中の個人的な外出は認めていません。尚、その 際の事故等については、園として責任は負いません。
医療機関への受診	緊急時には、緊急時連絡シート記載内容をもとに緊急時医療 機関、または、協力医療病院に受診します。
医療処置	医師が常時配置する体制がない為、原則として軽微な応急 処置以外の治療行為等は対応出来ません。
設備・器具の利用	施設内の設備・器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して 頂くことがあります。
飲酒・喫煙	当事業所は自立などの訓練の場としての意味合いがあるため、 飲酒は認められません。また、全館禁煙となっております。ご 協力をお願いします。
金品の授受	他の利用者や職員への金品の授受はトラブルの原因になりま すので自粛して下さい。

めいわくこういとう 迷惑行為等	ほか りようしゃ めいわく こうい えんりょくだ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、許可無く じむしょ た い 事務所へは立ち入らないようにして下さい。
きんせん きちようひん かんり 金銭・貴重品の管理	にっちゅう かつどうおよ くんれんじかんたい じむしょ せじよう 日中の活動及び訓練時間帯において、事務所または施錠ロッ カーにて貴重品等の一時預かり（保管）を行っておりますが、 きちようひんどう いちじあず ほかん おこな その他の時間帯においては利用者の金銭及び貴重品の管理は た じかんたい りようしゃ きんせんおよ きちようひん かんり 致しません。紛失等されてもその責任は負いません。 いた ふんしつどう せきにん お
しゅうきょう せいじかつどう 宗教・政治活動	しせつない ほか りようしゃ しょくいんどう めいわく およ しゅうきょう 施設内で他の利用者や職員等に迷惑を及ぼすような宗教 かつどうおよ せいじかつどう えいり もくてき かつどう えんりょ 活動及び政治活動、営利を目的とした活動はご遠慮下さい。
かんせんたいさく 感染対策	かんせんしょう ほか りようしゃ しょくいん えいきょう およ 感染症などにより、他の利用者や職員に影響を及ぼす かのうせい ばあい りよう せいげん 可能性がある場合は、利用の制限をさせて頂く場合があります。 す。
みもとひきうけにんおよ ふようしゃ ぎむ 身元引受人及び扶養者の義務	みもとひきうけにんおよ ふようしゃ りようりょうとう けいざいてき せきむ りようしゃ 身元引受人及び扶養者は、利用料等の経済的な責務や利用者 ほんにん めいわくこうどうとう たい せきむ りこう ぎむ お ご本人の迷惑行動等に対する責務の履行義務を負うことにな ります。
りようちゅうし 利用中止	ちょうき かんとうじぎょうしょ りよう こと こんなん ばあい かぞく ほんにん 長期間当事業所を利用する事が困難な場合は、家族、本人と そうだん うえ りよう ちゅうし いた こと さいりょう さい 相談の上、利用を中止して頂く事があります。再利用の際は りよう ちょうせい いた ちょうせい で き ばあい 利用の調整をさせて頂きますが、調整が出来ない場合があります ごりょうしょう ますので御了承下さい。

ゆめの園 えん アクト わ か ぼ 若葉 せい かつ かい ご じ ょ う し ょ 生活介護事業所

「介護・訓練等給付費等の対象外サービス」費用一覧 かい づ く ん れ ん と う き ゅ う ふ ひ と う た い し ょ う が い ひ ょ う い ち ら ん

徴収項目 ち ょ う し ゅ う こ う も く	費用 ひ ょ う	説明 せ つ め い
① 食事代 し ゃ く じ だ い	370円/食 え ん し ゃ く	
② 行事費 ぎ ゃ う じ ひ	実費 じ つ び	外出行事等の費用として、その都度の説明と同意に基づき徴収させていただきます。 が い し ゅ つ ぎ ゃ う じ と う ひ ょ う
③ 日用品費 に ち ょ う ひ ん ひ	実費 じ つ び	利用者の日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をその都度の説明と同意に基づき徴収させていただきます。 り ょ う し ゃ に ち じ ょ う せ い かつ よ う ひ ょ う (歯ブラシ・歯磨き粉・洗顔石けん・タオル・ティッシュ等) は み が き こ せん がん
④ 創作活動費 そう さ く かつ だ う ひ	実費 じ つ び	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をその都度の説明と同意に基づき徴収させていただきます。 そう さ く て き かつ だ う お よ せい さん かつ だ う お こ な う え
⑤ 作業活動用品費 さ ぎ ゃ う かつ だ う よ う ひ ん ひ	実費 じ つ び	作業活動における用品に関して、その都度の説明と同意に基づき徴収させていただきます。 さ ぎ ゃ う かつ だ う よ う ひ ん か ん
⑥ その他 た	実費 じ つ び	● 予防接種経費 よ ぼ う せ つ し ゅ け い ひ ● 贅沢品・嗜好品の購入 ぜ い たく ひ ん し ゃ う ひ ん こ う に ゅ う ● 特別食の提供 と く べ つ し ゃ く て い き ゃ う ● 外出に伴う経費等 が い し ゅ つ と も な け い ひ と う

「^{くんれんとうきゅうふひ}訓練等給付費^{ひよういちらん}」費用一覧 ※^{とうじぎょうしょ}当事業所^{せいきゅうたんいすう}における請求単位数

2025^{ねん}年4^{がつ}月1^{にちげんざい}日現在

サービス利用料^{りようりょうきんぜんたい}金全体のうち9割が^{わり}介護・訓練等給付費等の給付対象^{かいご}となります。事業者が^{かいご}介護・訓練等給付費等の給付を^{きゅうふ}法定代理受領^{ほうていだいりじゅりよう}する場合には、ご利用者は、ご利用者負担分として、サービス利用料^{りようりょうきんぜんたい}金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます（^{りようしやふたんぶん}定率負担^{ていりつふたん}）。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

こうもく 項目	せいかつかいご 生活介護 きゅうふたんいすう 給付単位数
--------------------	---

たんい にち
(単位/日)

● ^{きゅうふ}給付サービス費^ひ (定員 31 人以上 40 人以下)	(3時間未満) 一[^{くぶん}区分6] 447 二[^{くぶん}区分5] 331 三[^{くぶん}区分4] 226 四[^{くぶん}区分3] 203 五[^{くぶん}区分2] 184 (3時間以上4時間未満) 一[^{くぶん}区分6] 558 二[^{くぶん}区分5] 414 三[^{くぶん}区分4] 284 四[^{くぶん}区分3] 253 五[^{くぶん}区分2] 229 (4時間以上5時間未満) 一[^{くぶん}区分6] 670 二[^{くぶん}区分5] 497 三[^{くぶん}区分4] 340 四[^{くぶん}区分3] 305 五[^{くぶん}区分2] 277 (5時間以上6時間未満) 一[^{くぶん}区分6] 782 二[^{くぶん}区分5] 579 三[^{くぶん}区分4] 396 四[^{くぶん}区分3] 355 五[^{くぶん}区分2] 322
--	--

	(6時間以上7時間未満) くぶん [区分6] 1087 くぶん [区分5] 808 くぶん [区分4] 553 くぶん [区分3] 495 くぶん [区分2] 450 (7時間以上8時間未満) くぶん [区分6] 1116 くぶん [区分5] 829 くぶん [区分4] 567 くぶん [区分3] 507 くぶん [区分2] 461 (8時間以上9時間未満) くぶん [区分6] 1178 くぶん [区分5] 890 くぶん [区分4] 629 くぶん [区分3] 568 くぶん [区分2] 522
● しょきかさん 初期加算	30
● けっせきじたいおうかさん 欠席時対応加算	94
● じんいんはいちたいせいかさんにがた 人員配置体制加算Ⅱ型 (1.7:1)	212
● ふくしせんもんしよくいんはいちとうかさん 福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ)(Ⅲ)	(Ⅰ): 15 (Ⅲ): 6
● しょくじていきようたいせいかさん 食事提供体制加算	30
● そうげいかさん 送迎加算 (Ⅰ) ※片道あたり	21
● そうげいじゅうどかさん 送迎重度加算 ※片道あたり	28
● じょうきんかんごしよくいんとうはいちかさん 常勤看護職員等配置加算 (Ⅰ)	19
● 重度障害者支援加算 (Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅱ): 360 (Ⅲ): 180
● リハビリテーション加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ): 48 (Ⅱ): 20
● 福祉介護職員等処遇改善加算Ⅰ	※給付単位総数の 8.1パーセントを加算
【 ちいきくぶん 地域区分】	※ たんいすうそうけい 単位数総計に ちいきくぶん 地域区分を じょうさん 乗算 11.22